

資料 6 9 - 4

万国郵便条約の施行規則改正に伴う国際郵便約款
の変更の認可

(諮問第1204号)



諮問第 1204 号
令和 2 年 11 月 13 日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 武田 良

諮問書

日本郵便株式会社(代表取締役社長 衣川 和秀)から、別添のとおり、郵便法(昭和 22 年法律第 165 号。以下「法」という。)第 68 条第 1 項の規定に基づく郵便約款の変更の認可申請があった。

これについて審査した結果は、別紙のとおりであり、申請内容は、同条第 2 項各号の規定に適合していると認められる。よって、同条第 1 項の認可をすることといたしたい。

上記について、法第 73 条第 1 号の規定に基づき諮問する。

万国郵便条約等の改正に伴う国際郵便約款の変更認可申請 審査結果

日本郵便株式会社から認可申請のあった、万国郵便条約の施行規則（以下「条約等」という。）の改正に伴う国際郵便約款の変更については、以下のとおり郵便法（昭和 22 年法律第 165 号。以下「法」という。）第 68 条第 2 項の規定に適合していると認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。 (法第 68 条第 2 項第 1 号)		
イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項	適	今回の国際郵便約款の変更は、今般の万国郵便条約の施行規則の改正内容を適切に反映したものであり、適当であると認められる。
ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項	適	小形包装物の形状に係る基準の改正による郵便物の引受け時の取扱いについては、万国郵便条約の施行規則の規定に照らし適正なものであることから、適当であると認められる。
ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項	適	従前と同じ
ニ その他会社の責任に関する事項	適	従前と同じ
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。 (法第 68 条第 2 項第 2 号)	適	今回の国際郵便約款の変更内容は、全ての利用者に適用されるものであり、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものには当たらないことから、適当であると認められる。



2020年10月30日
国際第0120号

総務大臣
武田 良太 様

日本郵便株式会社
代表取締役社長 衣川 和

郵便約款の変更認可申請書

郵便法(昭和22年法律第165号)第68条第1項の規定に基づき、国際郵便約款の変更の認可を受けたいので、申請します。

- 1 国際郵便約款
別添新旧対照表のとおり。
- 2 実施期日
2021年1月1日
- 3 変更を必要とする理由
万国郵便条約の施行規則の一部が改正されるため。

国際郵便約款新旧対照表

※下線部分は改正部分

現 行				改 正				
(通常郵便物の大きさ及び重量の制限) 第16条 通常郵便物の大きさ及び重量の制限は、次のとおりとします。				(通常郵便物の大きさ及び重量の制限) 第16条 通常郵便物の大きさ及び重量の制限は、次のとおりとします。				
通常郵便物の種類	大きさ		重量	通常郵便物の種類	大きさ		重量	
	最小限	最大限			最小限	最大限		
1 書状	(1) 巻物体のもの 長さ×直径の2倍の合計 17センチメートル 長さ 10センチメートル (2) (1)に規定する形状以外のもの 長さ 14センチメートル 幅 9センチメートル (許容差は、(1)、(2)に規定するもの それぞれ0.2センチメートル)	(略)	2キログラム以下	1 書状	(1) 巻物体のもの 長さ×直径の2倍の合計 17センチメートル 長さ 10センチメートル (2) (1)に規定する形状以外のもの 長さ 14センチメートル 幅 9センチメートル (許容差は、(1)、(2)に規定するもの それぞれ0.2センチメートル)	(略)	2キログラム以下	
2 (略)	(略)	(略)	(略)	2 (略)	(略)	(略)	(略)	
3 盲人用郵便物	書状に同じ。	書状に同じ。	7キログラム以下	3 盲人用郵便物	書状に同じ。	書状に同じ。	7キログラム以下	
4 印刷物			5キログラム以下	4 印刷物			5キログラム以下	
5 小形包装物			2キログラム以下	5 小形包装物			長さ 14.8センチメートル 幅 10.5センチメートル (許容差は、それぞれ0.2センチメートル)	2キログラム以下
6 優先郵便物又は非優先郵便物 (外国来郵便物に限る。)			2キログラム以下	6 優先郵便物又は非優先郵便物 (外国来郵便物に限る。)			書状に同じ。	2キログラム以下
				附 則 (2020年10月8日 2020-日国際第0120号)				
				この改正規定は、2021年1月1日から実施します。				

郵便約款変更の認可について

令和2年11月13日
総務省

第1 郵便約款の認可について

1 郵便約款とは

郵便約款とは、郵便の役務に関する具体的な提供条件（料金を除く。）を定めたものであり、郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」という。）第68条第1項により、日本郵便株式会社は、郵便約款を定めることになっている。

※ 約款とは、大量の契約を画一的・定型的に締結し、処理することを目的として企業があらかじめ定めておく契約条項のことをいう。

2 総務大臣の認可

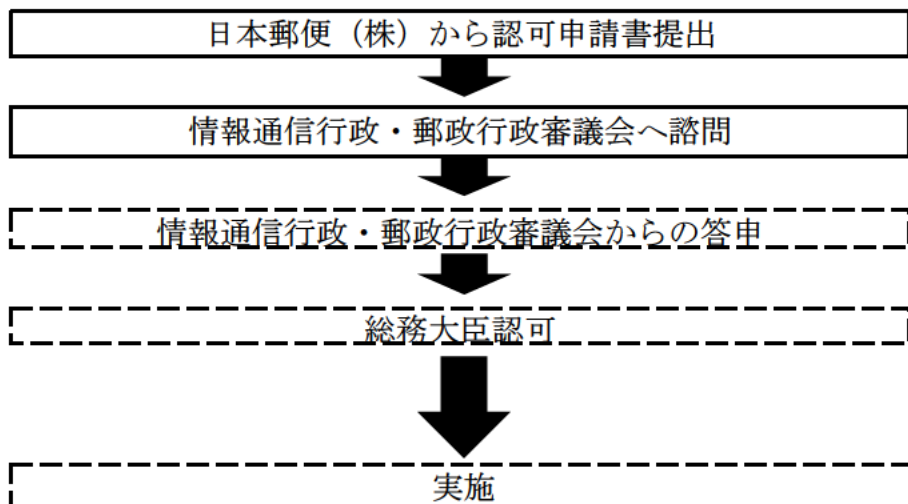
郵便約款の内容は、利用者の利便・利益に直接関わることなどから、法第68条第1項により、総務大臣の認可を受けることとなっている。変更する場合も同様。

※ 料金については、法第67条第1項により、原則総務大臣への届出制とし、第三種郵便物・第四種郵便物の料金については、同条第2項により、認可制となっている。

※ 書類の様式等利用者の権利・義務に重要な関係を有しない提供条件や試験的に提供するものといった軽微な事項については、法第68条第1項により、認可を要さない。

3 審議会への諮問

法第73条第1号に基づき、総務大臣は認可を行うにあたり、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとなっていることから、今回諮問を行っているもの。



第2 日本郵便株式会社からの申請の概要

1 郵便約款の変更の認可申請理由

2020年2月にベルン（スイス）で開催された万国郵便連合郵便業務理事会において、万国郵便条約の施行規則の改正が行われ、2021年1月1日（金）に発効する予定である。

本件は、日本郵便株式会社が、改正後の万国郵便条約の施行規則に基づき国際郵便役務を提供するために、国際郵便約款の関係規定を変更するものである。

2 申請概要

現在国際郵便約款第16条では、通常郵便物の大きさ及び重量の制限について規定されている。

通常郵便物のうち、小形包装物の形状に係る基準が改正されたため、関係規定を変更する。

	現行	改正（案）
大きさの最小限 （第16条表：通常郵便物の大きさ及び重量の制限：5 小形包装物）	(1) 巻物体のもの <u>長さ</u> と <u>直径の2倍の合計</u> <u>17センチメートル</u> <u>長さ</u> <u>10センチメートル</u> (2) (1)に規定する形状以外のもの <u>長さ</u> <u>14センチメートル</u> <u>幅</u> <u>9センチメートル</u>	<u>長さ</u> <u>14.8センチメートル</u> <u>幅</u> <u>10.5センチメートル</u> (許容差は、0.2センチメートル) <u>※巻物体に関する制限は廃止し</u> <u>一本化</u>

3 実施予定期日

令和3年1月1日（金）（万国郵便条約の施行規則の発効と同日）

第3 審査結果

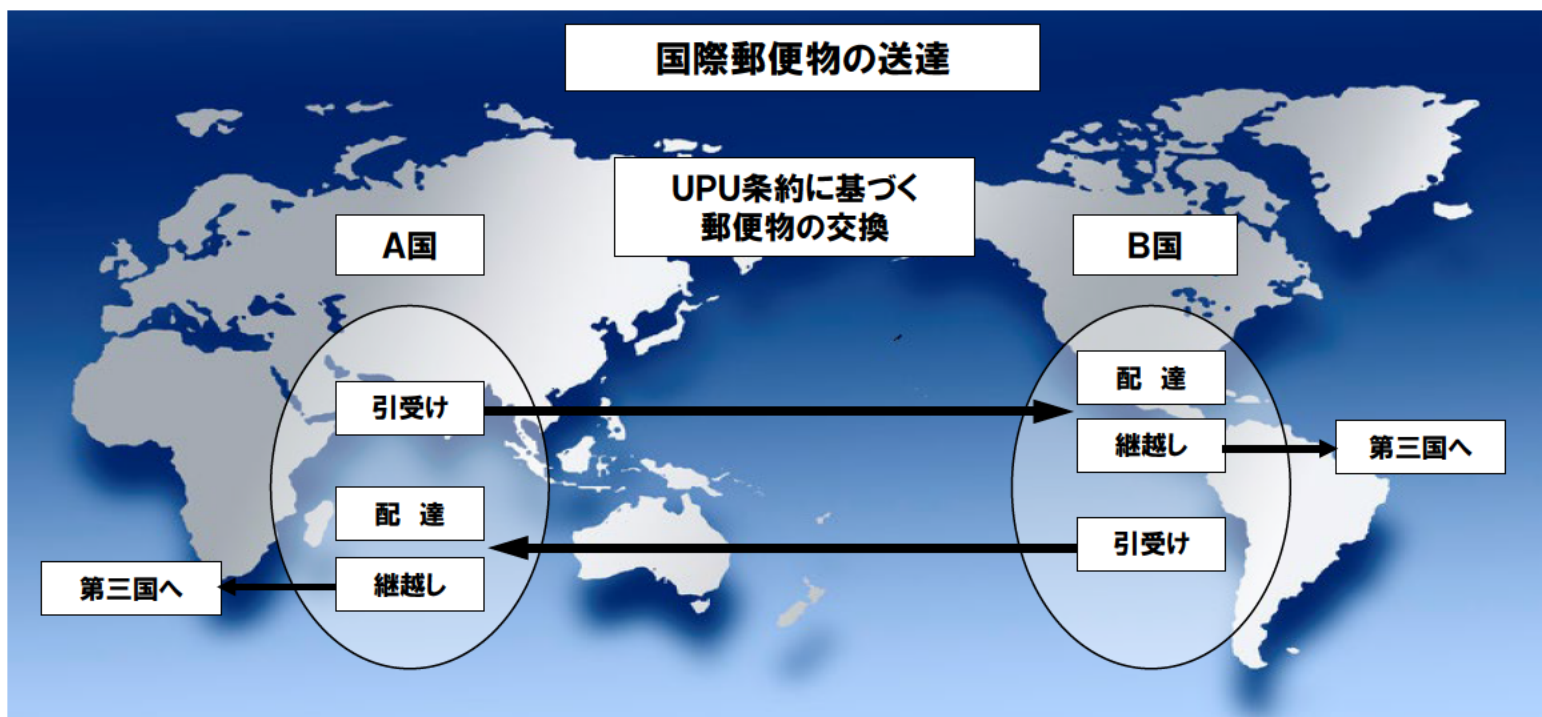
以下の通り郵便法の規定に適合したものと認められることから、認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること (法第68条第2項第1号)		
この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項	適	今回の国際郵便約款の変更は、今般の万国郵便条約の施行規則の改正内容を適切に反映したものであり、適当であると認められる。
郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項	適	小形包装物の形状に係る基準の改正による郵便物の引受け時の取扱いについては、万国郵便条約の施行規則の規定に照らし適正なものであることから、適当であると認められる。
郵便に関する料金の収受に関する事項	適	従前と同じ
その他会社の責任に関する事項	適	従前と同じ
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと (法第68条第2項第2号)	適	今回の国際郵便約款の変更内容は、全ての利用者に適用されるものであり、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものには当たらないことから、適当であると認められる。

參考資料

- ① 国際郵便は、万国郵便連合 (UPU) が定める「万国郵便条約 (UPU条約)」に基づき、各加盟国において「指定された事業者」(*)の間で交換されている。
- ② UPU条約は、名あて国との直接交換、又は第三国への継越しを保障することによって、郵便が全世界に届けられる仕組みを提供している。

※「指定された事業者」とは、郵便業務を運営し、自国の領域においてUPU条約から生ずる義務を履行するために各加盟国によって指定された機関 (日本では日本郵便株式会社)



【参照条文】

○ 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）

第十一条（郵便に関する条約） 郵便に関し条約に別段の定めのある場合には、その規定による。

第六十八条（郵便約款） 会社は、郵便の役務に関する提供条件（料金及び総務省令で定める軽微な事項に係るものを除く。）について郵便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。

イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めるところとされている事項

ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項

ハ 郵便に関する料金の收受に関する事項

ニ その他会社の責任に関する事項

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

第七十三条（審議会等への諮問） 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

一 第六十七条第三項、第六十八条第一項又は第七十条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二 第六十七条第二項第三号又は第七十条第三項第二号から第四号までの総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

三 第七十一条の規定による命令をしようとするとき。

○ 万国郵便条約の施行規則

17-104 大きさの制限

1 郵便葉書、航空書簡及び小形包装物を除く郵便物の大きさの制限は、次のとおりとする。

1.1 最大限度 長さ、幅と厚さとを合計して九〇〇ミリメートルとし、一辺の長さが六〇〇ミリメートルを超えないものとする（許容差は、それぞれ二ミリメートルとする。）。巻物については、長さ、直径の二倍とを合計して一、〇四〇ミリメートルとし、長さが九〇〇ミリメートルを超えないものとする（許容差は、それぞれ二ミリメートルとする。）。

- 1.2 最小限度 長さ一四〇ミリメートル、幅九〇ミリメートル（許容差は、それぞれ二ミリメートルとする。）を下回らない大きさの一面を有するものでなければならない。巻物については、長さ直径の二倍とを合計して一七〇ミリメートルとし、長さが一〇〇ミリメートルを下回らないものとする。
- 2 郵便葉書の大きさの制限は、次のとおりとする。
 - 2.1 最大限度 困難なく取り扱うことができるように十分な耐力を有することを条件として、長さ二三五ミリメートル、幅一二〇ミリメートル（許容差は、それぞれ二ミリメートルとする。）
 - 2.2 最小限度 長さ一四〇ミリメートル、幅九〇ミリメートル（許容差は、それぞれ二ミリメートルとする。）。長さは、幅に二の平方根（近似値一・四）を乗じたもの以上でなければならない。
- 3 航空書簡の大きさの制限は、次のとおりとする。
 - 3.1 最大限度 長さ二二〇ミリメートル、幅一一〇ミリメートル（許容差は、それぞれ二ミリメートルとする。）
 - 3.2 最小限度 長さ一四〇ミリメートル、幅九〇ミリメートル（許容差は、それぞれ二ミリメートルとする。）。長さは、幅に二の平方根（近似値一・四）を乗じたもの以上でなければならない。
- 3の二 小形包装物の大きさの制限は、次のとおりとする。
 - 3の二.1 最大限度 長さ幅と厚さとを合計して九〇〇ミリメートルとし、一辺の長さが六〇〇ミリメートルを超えないものとする（許容差は、それぞれ二ミリメートルとする。）。巻物については、長さ直径の二倍とを合計して一、〇四〇ミリメートルとし、長さが九〇〇ミリメートルを超えないものとする（許容差は、それぞれ二ミリメートルとする。）。
 - 3の二.2 最小限度 長さ一四八ミリメートル、幅一〇五ミリメートル（許容差は、それぞれ二ミリメートルとする。）。
- 4 (略)